

2020 年 7 月作成

令和 2 年度 後期

授業料等免除申請のしおり

—高等教育の修学支援制度（新制度）—

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

《目 次》

I. 高等教育の修学支援制度及び申請資格	P 2
II. 授業料免除の申請について	P 4
III. 免除申請以外の注意事項	P 6
IV. 所属学部を担当係（提出・問い合わせ先）	P 7

【入学料・授業料免除に関する遵守事項】

免除を申請する際には以下のことを遵守願います。

1. 学生として入学料・授業料を納付しなければならないことを自覚した上で、免除の申請を行い、不明な点がある場合は、保護者ではなく、自身が担当係に問い合わせること。
2. 入学料・授業料免除が経済的に困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象とした経済支援制度であることを理解し、免除後も学業に真摯に取り組むこと。
3. 「申請のしおり」及び日本学生支援機構の「給付奨学金案内」を熟読・理解し、申請内容に事実と異なる記載や収入の申告漏れがないようにすること。
4. 申請期間を過ぎた場合は受理されないことを理解した上で、申請期間内に手続きを完了させること。
5. 九州大学からの連絡（携帯電話・電子メール等）に対し、必ず連絡が取れるようにすること。また、担当係から不足書類の提出を求められた場合や不明な点について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
6. 申請後に学籍異動（休学・留学等）が生じた場合は、速やかにその旨を担当係に連絡すること。
7. 学生ポータルシステムによる選考結果の通知を確認し、全額免除以外の結果になった場合は、通知に示された金額を所定の期間内に納付すること。また、保護者が学資を負担する場合は、選考結果及び納付期限・納付方法を保護者に連絡すること。
8. 希望のとおり減免されるとは限らないことを理解し、減免されない場合の方策をあらかじめ検討しておくこと。

【個人情報の取り扱いについて】

願書などに記載された内容及び提出された書類の情報は、免除選考及び本学が実施する経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

I. 高等教育の修学支援制度及び申請資格

1. 「高等教育の修学支援制度」について

「高等教育の修学支援制度」(以下、「**新制度**」という。)は、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学部生(留学生を除く)に対して、日本学生支援機構の給付奨学金(以下、「給付奨学金」という。)と大学の入学料・授業料減免の支援を行う制度です。

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された日本人学部生は、給付奨学金の支援区分(第Ⅰ～第Ⅲ区分)に従い、入学料・授業料について、全額、2/3の額、1/3の額が免除されます。なお、この制度は留学生及び大学院生は対象になりません。

日本人学部生は、新制度の申請を基本としますので、新制度の申請資格がある方や給付奨学金を受給している方は、必ず新制度を申請してください。

ただし、新制度の申請資格に該当しない方は、従来から本学が実施してきた授業料免除制度(以下、「**従来制度**」という。)の申請ができますので、「令和2年度後期 入学料免除・授業料免除申請のしおり」を確認してください。

《新制度の支援額》

支援区分	給付奨学金	授業料免除(1学期＝半年分)	年間支援額(奨学金＋授業料免除)	入学料免除(新入生のみ)
第Ⅰ区分	自宅外 月額66,700円 自宅 月額29,200円 (月額33,300円)	全額免除＝1学期 267,900円	自宅外 1,336,200円 自宅 886,200円 (935,400円)	全額免除＝282,000円
第Ⅱ区分	自宅外 月額44,500円 自宅 月額19,500円 (月額22,200円)	2/3 免除＝1学期 178,600円	自宅外 891,200円 自宅 591,200円 (623,600円)	2/3 免除＝188,000円
第Ⅲ区分	自宅外 月額22,300円 自宅 月額9,800円 (月額11,100円)	1/3 免除＝1学期 89,300円	自宅外 446,200円 自宅 296,200円 (311,800円)	1/3 免除＝94,000円

()内の金額は、生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の支援金額

2. 新制度の授業料等免除の申請資格等

(1) 申請資格

令和2年10月時点において、以下のいずれかに該当する学部生(留学生を除く)。

- ①日本学生支援機構の給付奨学金を受給している者
- ②令和2年10月に給付奨学金を申請する者(※1)

※1 給付奨学金の申請資格

以下のすべてに該当すること

- ・大学への入学時期等に関する資格(高校卒業後2年以内に本学に入学など)を満たすこと
- ・日本国籍を有する者又は外国籍の人は在留資格に関する資格(永住者や法定特別永住者等)を満たすこと

給付奨学金の選考基準

学業成績等に係る基準と家計に係る基準(収入基準・資産基準)があります。

申請資格及び選考基準の詳細は、日本学生支援機構の「給付奨学金案内」又は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

また、本人及び生計維持者の収入が給付奨学金の収入基準に該当するか、進学資金シミュレーターでおおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※2 入学料免除は新入生(令和2年10月入学者)のみ対象になります。

(2) 新制度と従来制度の併願について

新制度を申請し、給付奨学金の申請・継続に関する手続きを行った上で、従来制度に併願することができます。

①従来制度の申請方法

本学ホームページ(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>)に掲載の「令和2年度後期 入学料免除・授業料免除申請のしおり」を確認してください。

※前期申請時に通年申請をしている場合

通年申請後に、住所、家計支持者の収入や家族情報等に変更があれば、変更申請をしてください。

②併願時の選考

【令和元年度以前入学者】

新制度の免除額が従来制度の免除額より減少する場合は、新制度導入前に入学した学生への経過措置として、従来制度の免除額を適用します。

【令和2年度入学者・編入学者】

新制度の選考結果を優先し、新制度で不採用の場合に従来制度の選考結果を適用します。

(3) 給付奨学金と併給不可の民間奨学金に採用された場合

新制度の授業料免除を受けるためには、給付奨学金受給者に認定される必要がありますので以下の手続きを行ってください。

①給付奨学金を申請



②給付奨学金に採用された場合は、奨学金担当係に「自己都合による停止」を申請



③給付奨学金の支給は停止されますが、給付奨学金受給者としての認定は維持されます。



④給付奨学金の支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて、授業料が減免されます。



⑤給付奨学金に関する手続き(在籍報告、奨学金継続願など)は、その都度必ず、行ってください。

※ 給付奨学金に採用された後に、給付奨学金との併給不可の民間奨学金に採用された場合は、上述と同様に「自己都合による停止」を申請してください。

(4) 家計急変の場合(新型コロナウイルス感染症の影響を含む)

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

※通常の給付奨学金では前々年度又は前年度の所得で判定されますが、給付奨学金(家計急変)では急変後の収入状況で判定されます。

(対象となる事由)

生計維持者の死去、事故・病気により1年以上就労困難、失職、震災、火災、風水害等に被災したことにより収入が減少した場合

①給付奨学金(家計急変)を申請(原則として、家計急変の事由発生の3ヶ月以内)



②「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を授業料免除担当係に提出



③給付奨学金(家計急変)に採用



④学期途中でも給付奨学金の支援開始月に遡り、支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)に応じて、授業料が減免されます。

授業料が納付済みの場合は学期末に返還します。



⑤3か月毎(提出した給与明細等の証明書が12か月分以上となった後は1年毎)に、「家計急変現況届」及び添付書類を提出してください。また、在籍報告等の給付奨学金に関する手続きは必ず行ってください。



⑥日本学生支援機構において、3ヶ月ごとに適格認定(家計)が行われ、給付奨学金の支援区分が変更となる場合があり、それに応じて、授業料の免除額も変更となります。



⑦確定した授業料額を納付してください。

II. 授業料免除の申請について

1. 給付奨学金を受給している者（給付奨学金と併給不可の民間奨学金を受給しているため、「自己都合による停止」をしている者を含む）

① 給付奨学金の在籍報告 …7月（令和2年4・5月に給付奨学金に採用された方のみ）

- ・奨学金担当係からの学生ポータル等での通知に従い、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナル（<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>）で「在籍報告」で入力し、自宅外通学の方は自宅外通学に関する証明書を提出してください。手続き済みの方は②に進んでください。
- ・在籍報告が未完了の場合は、後期の授業料免除は受け付けできません。

② 継続願の提出（WEB入力） …8月4日～8月28日

- ・「授業料減免継続願」WEB（<https://q.s.kyushu-u.ac.jp/nrS6-Vb4iG/>）に必要事項を入力してください。
- ・選考結果が通知されるまで、授業料の納付は猶予されます。
- ・給付奨学金を受給中の者でも、「授業料減免継続願」の提出がなければ、後期の授業料免除は行いません。

③ 給付奨学金の在籍報告 …10月

- ・奨学金担当係からの学生ポータル等での通知に従い、通知に記載の期限までに日本学生支援機構のスカラネット・パーソナル（<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>）で「在籍報告」を入力してください。
- ・在籍報告が未完了の場合は、給付奨学金は停止となるだけでなく、後期の授業料免除は認定されない場合があります。

④ 授業料免除の選考結果通知 …12月下旬（予定）

- ・授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
- ・学生ポータルシステムの個人宛伝言により、学生本人に通知します。（郵送では行いません。）
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/class/learning/portal/>
- ・免除額の判定は学期ごとに行いますので、前期分の免除額がそのまま後期分に適用されるとは限りません。
夏季に「家計状況による適格認定」が日本学生支援機構により行われますが、家計状況の変動により、給付奨学金の支援区分が変更になり、それに応じて後期の免除額が前期とは異なる場合があります。
- ・新制度と従来制度を併願している場合も、選考結果は12月下旬に通知します。

⑤ 後期授業料の納付 …12月28日

- ・選考結果が全額免除以外の場合、授業料の口座振替は12月28日に行います。
口座には金融機関の1営業日前までに結果通知に記載された金額の入金を済ませておいてください。
- ・従来制度と併願している場合も、授業料の口座振替は12月28日に行います。

⑥ 奨学金継続願の提出 …12月下旬～1月上旬（予定）

- ・最終学年以外の学生は奨学金担当係からの学生ポータル等での通知に従い、期限までにスカラネット・パーソナルで「奨学金継続願」を入力してください。
- ・奨学金継続願が未入力の場合は、給付奨学金は廃止となり、さらに廃止後は再申請できません。給付奨学金受給者としての認定を失うため、次年度以降の授業料免除には申請できなくなります。
- ・奨学金継続願の提出者に対して、年度末に学業成績による適格認定が行われ、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」や「警告」という措置が行われます。（適格認定については6ページを参照）

⑦ 次年度前期の授業料免除について

- ・次年度前期の申請期間・方法については、1月下旬以降に学生ポータルシステム及び本学ホームページでお知らせします。

2. 令和2年10月に給付奨学金を申請予定の者（令和2年度前期に新制度の授業料免除を申請していなかった者）

① 申請資格の確認

日本学生支援機構の給付奨学金の申請資格があるか、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakuin/kyufu/index.html>

また、本人及び生計維持者の収入が給付奨学金の収入基準に該当するか、進学資金シミュレーターでおおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakuin/oyakudachi/shogakuin-simulator.html>

② 免除申請（申請書の提出） …8月4日～8月28日（土日祝日を除く）

- ・「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（紙媒体）を記入し、担当係に提出してください。
- ・新制度と従来制度を併願する場合は、本学ホームページ(<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>)に掲載の「令和2年度後期 入学料免除・授業料免除申請のしおり」を確認して、期限内に従来制度の手続も行ってください
- ・選考結果が通知されるまで、授業料の納付は猶予されます。

③ 給付奨学金の申請

- ・奨学金担当係からの学生ポータル等での通知に従い、奨学金担当係において「給付奨学金案内」を受領し、期限内に給付奨学金の申請を行ってください。
- ・②の免除申請を行ったものの、期限内に給付奨学金を申請しなかった場合は、免除申請は無効となります。

④ 給付奨学金の採否決定

- ・採用決定通知の配付よりも、奨学金の支給のほうが先に行われます。

⑤ 授業料免除の選考結果通知 …12月下旬

- ・授業料免除対象者として認定された場合は、後期の授業料が減免されます。
- ・学生ポータルシステムの個人宛伝言により、学生本人に通知します。（郵送では行いません。）

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/class/learning/portal/>

⑥ 後期授業料の納付 … 12月28日

- ・選考結果が全額免除以外の場合、授業料の口座振替は12月28日に行います。
口座には金融機関の1営業日前までに結果通知に記載された金額の入金を済ませておいてください。
- ・従来制度と併願している場合も、授業料の口座振替は12月28日に行います。

⑦ 給付奨学金の「誓約書」等の提出

- ・奨学金担当係から奨学生証と合わせて給付奨学金の「誓約書」を配布します。
誓約書に必要事項を記入し、その他必要な書類を添えて、奨学金担当係に提出してください。

⑧ 次年度前期の授業料免除について

- ・次年度前期の申請期間・方法については、1月下旬以降に学生ポータルシステム及び本学ホームページでお知らせします。

給付奨学金に関する手続きについては、奨学金担当係からの学生ポータル等での通知に従い、期限内に手続きを行ってください。

III. 免除申請以外の注意事項

1. 適格認定について

- (1) 給付奨学金については、年2回の適格認定が行われ、夏季に家計状況により、年度末に学業成績により、受給基準を満たすか判定され、この結果に従い、次学期の授業料の免除額が設定されます。
- (2) 年度末時点の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合は、「廃止」や「警告」という措置が行われます。
「廃止」となった場合は、次年度以降の授業料免除及び給付奨学金が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなります。
「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があります。次年度も成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となります。
著しく成績不良である場合は、年度初めに遡って認定を取消され、その年度で免除された入学金及び授業料を納付し、給付奨学金を返還する必要が生じます。
- (3) 懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合は、授業料免除については廃止又は停止になります。

2. 学籍異動（休学・退学）、留学について

- (1) 新制度の授業料免除者が学期途中で休学する場合は、全額免除であっても、休学する月以降の授業料を納付する必要が生じます。
- (2) 休学・退学する場合は、休学・退学願を提出する際に、必ず、奨学金担当係にも申し出て、給付奨学金の「異動願」の提出してください。
「異動願」の提出が遅れた場合、奨学金の過払いが生じ、その分を即時、返金する必要があります。
- (3) 休学から復学する際には、復学願の提出時に、必ず、奨学金担当係にも申し出て、給付奨学金の「異動願」を提出してください。
「異動願」の提出が遅れた場合、給付奨学金の再開が遅れ、授業料免除の対象から除外される場合があります。
- (4) 休学により卒業延期となった場合、休学期間中は、新制度の授業料免除を申請することができます。
- (5) 休学せずに留学する場合、新制度の授業料免除を申請することができます。ただし、新制度の支援は標準修業年限までとなっていますので、卒業延期となった場合は、その期間については新制度による授業料免除を申請することができません。

3. 学生ポータルシステムについて

学生ポータルシステムは、授業料免除に関する情報の通知の際に使用します。特に申請や結果通知の時期には確認するようにしてください。

学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

Campusmate - J

Language: Japanese (English)

Information

- 10/24 (火) [学生支援関係] 【締切延長】10/25迄【後期GRE科目】グローバルPBLプログラム／芸術工学部「グローバルデザインプロ...
- 10/19 (木) [学生支援関係] 【奨学金募集】10/20 (金) GRE後期科目「起業価値評価」／GREC Second semester intensive course "Ide...
- 10/16 (月) [学生支援関係] 【参加者募集】締切10/31迄【戦略的デザイン思考、デザイン思考法、ストラテジックデザイン思考...
- 9/4 (月) [学生支援関係] 【注意/Caution】キャンパス内の交通マナーについて（伊都図書館付近の一方通行について）
- 8/7 (月) [芸術工学部・芸術工学部 Student of School of Design/Graduate School of Design] 本日の午前中の集中講義・追試験等は...
- 7/27 (木) [その他] 夏山登山の事故防止について
- 4/18 (火) [重要] 【注意喚起】ID・パスワードを入力させるアプリ等について / Regarding the applications which require your perso...

Events

- 11/5 (日) 「九大系Bridgeway交流会」の開催について
- 11/25 (土) 平成29年度第3回TOEIC・JPTテスト実施案内

シラバス検索

- 講義から検索
- 教員から検索
- 全文検索

リンク

- 九州大学HP

SSO-KID とパスワードを入力

学生証裏面

The reverse side of your Student ID card

SSO-KID の利用について不明な点は九州大学 SSO ポータル <https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/> で確認してください。

「大学からののお知らせ」申請期間等の全般的なお知らせを送信

「あなた宛のお知らせ」免除の選考結果を送信

「メッセージ転送設定」学生ポータルへ通知された情報を日常的に使用するメールに転送することができます。

IV. 所属学部を担当係（提出・問い合わせ先）

※令和2年度前期に新制度の支援対象者に認定され、後期においても新制度による支援を希望する場合は、4ページを参照の上、システムにより申請手続きを行ってください。

所属	担当係	提出窓口/郵送先	提出期間
学部1年生(全学部) 共創学部・理学部・農学部・ 21世紀プログラム (2年生以上)	学務部キャリア・奨学支援課 学生納付金免除係 (092-802-5949/5948/5950) gagmenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 センター1号館2階	8/4(火)～8/28(金) (10:00～16:00) (8/13, 8/14及び土日 祝除く)
工学部(建築学科除く) (2年生以上)	工学部等教務課学生支援係 (092-802-2736) koggakus@jimu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 ウエスト4号館2階	
文学部・教育学部・法学部・ 経済学部・ 工学部建築学科 (2年生以上)	人文社会科学系学生課 学務支援係 (092-802-6382) jbggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 イースト1号館1階	8/4(火)～8/28(金) (10:00～16:00) (8/10, 8/13, 8/14, 8/17 及び土日祝除く)
医学部医学科・生命科学科 (2年生以上)	医系学部等学務課医学学生係 (092-642-6021) ijgigakuka@jimu.kyushu-u.ac.jp	(病院地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	8/4(火)～8/28(金) (10:30～16:00) (8/13, 8/14及び土日 祝除く)
医学部保健学科 (2年生以上)	医系学部等学務課保健学学生係 (092-642-6680) ijghoken@jimu.kyushu-u.ac.jp		8/4(火)～8/28(金) (10:00～16:00) (8/11～8/19及び土日 祝除く)
薬学部(2年生以上)	医系学部等学務課薬学学生係 (092-642-6541) ijgyakugaku@jimu.kyushu-u.ac.jp		8/4(火)～8/28(金) (10:00～16:00) (土日祝除く)
歯学部(2年生以上)	医系学部等学務課歯学学生係 (092-642-6262) ijgsigaku@jimu.kyushu-u.ac.jp		8/4(火)～8/28(金) (10:00～16:00) (8/13, 8/14及び土日 祝除く)
芸術工学部(2年生以上)	芸術工学部学務課学生係 (092-553-9489) gkggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp	(大橋地区) 〒813-8540 福岡市南区塩原4-9-1	